

領収書等の添付様式

整理番号

/

領収書その他の証拠書類の添付欄

3 31-04-01 100

*14,201 電話

事業名、使途及び内容等

事務費として総額14,201円より、電報代3,570円と
消費税285円を差し引いた10,346円をあん分

あん分による充当の場合

あん分の率 (50/100)

按分による政務活動費の充当額 (5,173 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号

2

領収書その他の証拠書類の添付欄

31-04-01 100

*40,887 トコモ ケイタイ

事業名、使途及び内容等

事務費として7,611円より対象外3,240円を差し引いた4,371円

電話代 (本人携帯) 2月分

あん分による充当の場合

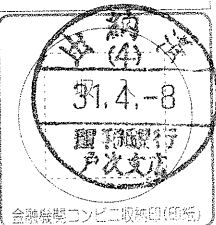
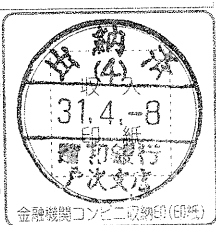
あん分の率 (50/100)

按分による政務活動費の充当額 (2,185 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

領収書等の添付様式

整理番号	3																																																		
領収書その他の証拠書類の添付欄																																																			
(D) 電気料金領収証		(D) 電気料金領収証																																																	
お振込人 17 カツヒテ	様	お振込人 17 カツヒテ	様																																																
お客さま番号 1953022449003682041		お客さま番号 1953022449003682251																																																	
(ご使用用途 シムシヨ)		(ご使用用途 IAJON)																																																	
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">払込金額</td> <td style="padding: 2px;">31年 3月分</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">17,634円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">(うち消費税等相当額)</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">1,306円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">基本料金</td> <td></td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">2,916円00銭</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">電最初の120kWh</td> <td></td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">2,062円80銭</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">力121~300kWh</td> <td></td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">4,084円20銭</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">量301kWh~</td> <td></td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">6,791円95銭</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">燃料費調整額</td> <td></td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">141円25銭</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">再エネ賦課金</td> <td></td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">1,638円00銭</td> </tr> </table>		払込金額	31年 3月分	17,634円	(うち消費税等相当額)		1,306円	基本料金		2,916円00銭	電最初の120kWh		2,062円80銭	力121~300kWh		4,084円20銭	量301kWh~		6,791円95銭	燃料費調整額		141円25銭	再エネ賦課金		1,638円00銭	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">払込金額</td> <td style="padding: 2px;">31年 3月分</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">11,897円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">(うち消費税等相当額)</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">881円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">基本料金</td> <td></td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">9,936円00銭</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">力率割引額</td> <td></td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">-496円80銭</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">電夏季料金</td> <td></td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">0円00銭</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">力他季料金</td> <td></td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">2,036円80銭</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">燃料費調整額</td> <td></td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">33円50銭</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">再エネ賦課金</td> <td></td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">388円00銭</td> </tr> </table>		払込金額	31年 3月分	11,897円	(うち消費税等相当額)		881円	基本料金		9,936円00銭	力率割引額		-496円80銭	電夏季料金		0円00銭	力他季料金		2,036円80銭	燃料費調整額		33円50銭	再エネ賦課金		388円00銭
払込金額	31年 3月分	17,634円																																																	
(うち消費税等相当額)		1,306円																																																	
基本料金		2,916円00銭																																																	
電最初の120kWh		2,062円80銭																																																	
力121~300kWh		4,084円20銭																																																	
量301kWh~		6,791円95銭																																																	
燃料費調整額		141円25銭																																																	
再エネ賦課金		1,638円00銭																																																	
払込金額	31年 3月分	11,897円																																																	
(うち消費税等相当額)		881円																																																	
基本料金		9,936円00銭																																																	
力率割引額		-496円80銭																																																	
電夏季料金		0円00銭																																																	
力他季料金		2,036円80銭																																																	
燃料費調整額		33円50銭																																																	
再エネ賦課金		388円00銭																																																	
ゆうちょ銀行又は郵便局でお支払いの場合は左側の2枚だけをお出しください。	本証により直接集金することはありません。取納印がないものおよび金額を訂正したものは無効です。	ゆうちょ銀行又は郵便局でお支払いの場合は左側の2枚だけをお出しください。	本証により直接集金することはありません。取納印がないものおよび金額を訂正したものは無効です。																																																
<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">ご使用量</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">565 kWh</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">ご使用期間</td> <td style="padding: 2px;">2月25日~ 3月24日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">お支払期日</td> <td style="padding: 2px;">31年 4月 24日</td> </tr> </table>		ご使用量	565 kWh	ご使用期間	2月25日~ 3月24日	お支払期日	31年 4月 24日	<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">ご使用量</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">134 kWh</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">ご使用期間</td> <td style="padding: 2px;">2月25日~ 3月24日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">お支払期日</td> <td style="padding: 2px;">31年 4月 24日</td> </tr> </table>		ご使用量	134 kWh	ご使用期間	2月25日~ 3月24日	お支払期日	31年 4月 24日																																				
ご使用量	565 kWh																																																		
ご使用期間	2月25日~ 3月24日																																																		
お支払期日	31年 4月 24日																																																		
ご使用量	134 kWh																																																		
ご使用期間	2月25日~ 3月24日																																																		
お支払期日	31年 4月 24日																																																		
九州電力株式会社 大分 営業所 電話 0120-986-504 (金融機関・CVS取扱店→お振込人)		九州電力株式会社 大分 営業所 電話 0120-986-504 (金融機関・CVS取扱店→お振込人)																																																	
																																																			
事業名、使途及び内容等																																																			
事務所費として (電気代3月分) 29,531円																																																			
あん分による充当の場合																																																			
あん分の率 (50 / 100)																																																			
按分による政務活動費の充当額 (14,765 円)																																																			
一部のみ打ち切り充当した場合																																																			
政務活動費充当額 (円)																																																			

領収書等の添付様式

整理番号

4

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収証

No 099782

迪牟かっひで事務所 様

H31年 4月 15日

金額	¥5,400-
----	---------

内
消費税 ¥400.-

但 ホームページ保守料として (3月分)

上記正に領収いたしました

現金	
小切手	

ゴードービジネスマシン(株)

代表取締役 小野 敬一
〒870-0952 大分市下郡北1丁目2番12号
☎ (097)568-4600 FAX(097)569-0121

事業名、使途及び内容等

広聴広報費として (ホームページ保守料3月分)

あん分による充当の場合

あん分の率 (50 /100)

按分による政務活動費の充当額 (2,700 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

ホームページ保守契約書

油布かつひで事務所 様(以下甲とする)に対し、ゴードービジネスマシン(株)(以下乙とする)は、下記内容の保守契約を結び、本書に従いサポート保守を実施致します。

1. 保守対象明細

①油布かつひで大分県議員ホームページ

2. 動作保証環境

確認済みブラウザ：Internet Explorer 11、Google Chrome 46

3. 保守契約事項

当契約書に定める月額保守料には以下の事項を含むものとします。

- ・乙製作ホームページの不具合対応
- ・乙製作ホームページのドメイン更新・管理
- ・乙製作ホームページが設定されているサーバのレンタル管理
- ・乙製作ホームページの文書、キーワードなどの更新
- ・乙製作ホームページの画像作成、修正、差し替えなど
- ・乙製作ホームページの新着ニュースの更新
- ・乙製作ホームページのリンク設定(バナー作成)

4. 守 秘 義 務

乙は保守作業にあたり、乙の知り得た甲の業務上の秘密について漏洩その他、甲の不利益となる行為は一切なさないこととします。

5. 契約外事項

次に掲げる事項は、保守契約外事項とします。

- (1) 不具合以外でのホームページの改修作業
機能追加・操作性の改善・仕様変更など不具合以外の改修作業
- (2) イラスト製作作業
- (3) レンタルサーバ機器関係の追加・故障時の入替え・OSのアップグレード・ウィルス感染等により発生した乙製作ホームページの初期設定作業

※保守契約外事項

- ・ホームページの機能変更 … 都度見積
- ・上記以外の事項 … 都度見積

ソフトウェア保守期間早見表

サポート項目	納品後一ヶ月以内	納品後一ヶ月以降 (保守契約有り)	納品後一ヶ月以降 (保守契約無し)
不具合対応	サポート期間(無償)	保守対象(無償)	有償
操作説明・電話サポート	サポート期間(無償)	保守対象(無償)	有償
機能追加・仕様変更	保守対象外(有償)	保守対象外(有償)	有償

6. 有償保守期間

平成27年 10月 1日 ~ 平成28年 9月30日

7. 保守受付時間

祝日・休日・乙の定める夏季休暇・年末年始休暇を除く月曜日から金曜日の午前9時より午後5時まで

8. 保 守 料

月間保守料合計： 5,400円 《保守料：5,000円 消費税：400円》

9. 支払条件

甲は本契約に基づいた乙の請求により、請求日の翌月末日迄に以下の振込先口座へ銀行振込によって第7項の保守料を支払うものとします。
なお、振込手数料は甲の負担とします。

10. 中途解約と更新

甲、または乙に特別な事情が生じた場合は、書面により1ヶ月前の予告を以ってこの契約の変更、又は解約が出来るものとします。

ただし、書面による解約予告による途中解約においては解約予告月の翌日より解約が出来るものとします。
(途中解約における、乙から甲への返金はないものとします。)

11. 保守料金改定

保守料金は諸事情の変化に伴い改定されることがあるものとします。
この場合、乙は事前に甲への申入れを行い、新たな保守契約について甲、乙の協議を行うものとします。

12. 条約解釈

この契約の各項および定めなき事項に疑義が生じた場合は、甲、乙双方誠意をもって協議のうえ、対応を決定します。

この契約締結の証として、本書を2通作成し記名押印のうえ、甲、乙各1通を保有します。

平成27年 9月 1日

甲:

大分市大字中戸次6063-1

油布かつび事務所

乙:

大分市下郡北1-2-12

ゴードービジネスマシン株式会社

代表取締役 小野 敬一

TEL 097(568)4600

漁布かつひで専務所（以下、「甲」という。）とゴードービズスマシン株式会社（以下、「乙」という。）は、WEB サイト制作に関する業務（以下、「本業務」という。）について、下記のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

甲は乙に対し、本業務を委託し、乙はこれを受託する。甲は、乙が本業務を遂行するに際して、必要な協力を行なう。

第2条（本業務）

乙が甲に提供する業務は次の通りとする。但し、第3条に定める仕様書において本契約と異なる事項を定めた場合は、その部分について仕様書を優先する。

(1) 甲から提供されるテキスト原稿、画像等のデータと、乙の提供するHTML によるデザイン・レイアウトデータ、およびスクリーンショット等と組み合わせて、WEBサイトを制作すること。

第3条（仕様書）

(1) 甲が乙に委託する本業務の具体的な名称、内容、仕様、数量、単価、金額、納期、納入形態、納入場所、支払日、支払方法等その他本業務委託に必要な事項は個別の仕様書において定める。

(2) 前項の仕様書については、甲が所定の発注書を乙に提出し、乙が受注書を甲に提出した時点をもって成立する。

(3) 甲及び乙の事情により前2項の仕様書の内容を変更する必要がある場合には、双方は書面をもって相手方にその旨を通知し、承諾を得るものとする。

第4条（契約期間）

本契約の有効期間は、本契約締結の日から満1ヶ年間とする。但し期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、本基本契約と同一条件で更に1ヶ年間延長するものとし、以後も同様とする。

第5条（制作料金）

(1) 甲は納入物の対価として、乙からの請求にもとづきその制作等に関する料金及び消費税相当額を乙に支払う。

(2) 本契約に基づく料金額は、乙のホームページ上の料金表及び仕様書に定める通りとする。なお、乙は、ホームページ上の料金表については、告知せずに価格変更をできるものとする。

(3) 料金の支払条件は、納品書記載の納品日より1週間以内とし、甲は乙が指定した銀行口座に振り込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。但し乙が仕様書にて料金の支払い条件を別途明示している場合は、仕様書の記載を優先する。

第6条（着手金）

乙は、第3条に定める仕様書において本契約と異なる事項を定めた場合以外は、甲による着手金の支払い後、本業務に着手する。なお乙は、着手後の着手金の返金には一切応じないものとする。

第7条（納品）

(1) 乙が甲に制作物の納品を行なう前に、甲はインターネット上にてその確認を行なうものとする。

(2) 甲は、乙からの確認依頼通知を受領後速やかに、その内容の確認を行なう。甲から乙への確認通知は確認依頼通知への返信メール、または文書により行なう。確認依頼通知の受領後7日以内に乙宛への連絡が無い場合は、甲により制作物の内容が承認されたものとする。

(3) 甲が制作完了後の更新や修正を希望する場合は、乙規定の方法で知らせる。

第8条（公開）

乙は、甲による委託料金の完済後、制作物を公開するものとする。なお公開後、制作物に掲載された内容に関しては、乙は一切の責任を負わない。

第9条 (制作物の返品・再制作)

制作物の再制作の必要がある場合は、費用は甲が負担し、乙が合理的な根拠に基づいて計算した追加料金を支払う。なお納品物の返品はできないものとする。

第10条 (所有権の移転、危険負担)

制作物の所有権は、甲の内容確認後、且つ当該契約に係る委託料が完済されたときに、乙から甲に移転する。なお本制作物の滅失、毀損その他全ての危険負担についても同時に甲に移転する。

第11条 (瑕疵担保責任)

前条の所有権移転から90日以内に、本制作物に隠れた瑕疵が発見された場合、乙は速やかに甲と協議し、必要な無償修補、対価の減額等を含む合理的措置を取り決めるものとする。但し当該瑕疵の原因が、本制作物に対して乙以外の者による造作・工作がなされたことによる場合にはこの限りではない。

第12条 (アフターサービス)

甲及び甲の顧客に対する本制作物のアフターサービス(何ら瑕疵のない本制作物について、甲がさらに変更・修正が必要と判断する場合の変更・修正業務を含む。)は、甲の費用をもって甲が行なうものとする。

第13条 (著作権)

- (1) 本制作物の著作権は、当該契約に係る委託料が完済されたときに、乙から甲に移転する。
- (2) 甲が本制作物の使用に関して、第三者から権利侵害等の理由に基づく苦情又は請求を受けた場合は、甲は乙に対し遅滞なくその旨を通知し、甲乙は、協議により必要且つ可能な対策を講ずるものとする。但し、甲と第三者との紛争の原因が、制作物作成過程において甲の指示、仕様起因する場合は、乙は責任を負わない。

第14条 (知的財産権の帰属)

(1) 本制作物の制作過程において行なった考案等の著作権その他の権利を含む知的財産権は、甲が行なった場合は甲に、乙が行なった場合は乙に、甲乙共同で行なった場合には甲乙共有(持分は別段の定めがない限り均等)に帰属する。

(2) 甲及び乙は、本制作物に限り、前項に定める双方の知的財産権を無償で全部又は一部を改変、加工その他の変更を含む自己利用をすることができる。

(3) 甲は、乙を除く第三者の利用に対して、本制作物の複製、翻案等を行なってはならない。また、甲が新たに制作するサイトに対して、本制作物の複製、翻案等を使用する場合は、甲乙は事前に協議し、合意の上これを行なう。

(4) 乙は、本制作物に関する商品名又はサイト名に関する商標権登録のための出願をしてはならない。

第15条 (再委託)

- (1) 乙は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託することができる。
- (2) 乙は、本業務の再委託先に関して、秘密保持義務については本契約に基づき、乙が負うと同様の義務を再委託先に対して負わせなければならないものとし、当該再委託先と連帯して責任を負うものとする。

第16条 (秘密保持)

- (1) 甲及び乙は、本契約に基づいて相手方から開示され、又は本業務の遂行過程で取得した相手方の業務上、技術上、その他一切の情報(個人情報を含む。)については秘密情報として扱うものとし、相手方の事前の書面による承諾なく、これらの情報を公表若しくは第三者へ開示し、又は本契約で定められた業務以外の目的で使用してはならない。
- (2) 前項の秘密保持義務は、本契約終了後においても存続する。

第17条 (不可抗力)

- (1) 地震、台風、津波その他の天災地変、輸送機関の事故、不慮の事故や疾病その他の不可抗力により、本契約の全部又は一部の履行の遅延又は履行不能が生じた場合には、甲乙ともにその責任を負わないものとする。
- (2) 前項に定める事由が生じた場合には、直ちに相手方に対しその旨の通知をし、以後の対応について協議する。

第18条 (損害賠償)

甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により直接且つ現実には被った通常の損害に限り、相手方に対して損害賠償を請求することができる。但し損害賠償額については、甲乙が本業務の対価として定めた委託料相当額を累積限度額とする。

第19条 (契約の解除)

甲及び乙は、次の場合に本契約を解除することができるものとする。

- (1) 相手方が本契約の条項に違反し、且つ、当該違反の書面による是正要求を受けた後30日以内に当該違反が是正されなかったとき。
- (2) 甲から提供されたテキスト原稿及び画像等のデータに、法令または公序良俗に反するものが含まれる、もしくは含まれる可能性があるものと乙が判断したとき。
- (3) 甲及び乙が自らの責めに帰すべき事由によって本契約が解除されたことにより相手方に損害が発生した場合、相手方の請求により、第18条の規定にもとづく損害賠償をしなければならぬ。

第20条 (協議)

本契約について甲乙間に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、信義誠実をもつてこれを解決するものとする。

第21条 (管轄裁判所)

本契約の履行に関して生じた紛争については、大分地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。本契約締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は以下に記名捺印し、各1通を保有する。

平成 27 年 8 月 7 日

(甲)

住所： 大分市大字中戸次 6063-1

氏名： 油布 かつび 事務所

(乙)

住所： 大分市下郡北一丁目2番12号

ゴードービジネスマシ株式会社

代表取締役 小野 敏

整理番号	5
------	---

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

油市勝秀事務所様
平成31年4月15日

請求内訳書

プロパンガス・配管工事・住宅設備機器
有限会社 ひ ろ
大分市戸次本町 電話 (097) 597-0066



摘要	数量	単価	金額 (円)		貯蔵能力3,000kg未満設備の容器交換時等の点検・調査項目	液化石油ガス法 施行規則第36条第 1項・第37条第1 号の規定に基づき 左記事項の点検・ 調査を実施いたし ました。								
当月指針	0.4 m ³				容器設置場所 火気との距離(2m以上・5m以上)・火気をささぎる措置	良否								
前月指針	0.9 m ³				容器設置場所 屋外・屋内(8kg以下の容器に限る)	良否								
当月使用量	0.1 m ³		1890		容器設置状況 腐蝕防止措置、40℃以下に保つ措置、転落・転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷防止措置	良否								
					バルブ、集合装置、供給管及びガス栓(容器と調整器の間の部分に限る)は、腐蝕、割れ等の欠陥がないもの	良否								
前月繰越金額				0	調整器 腐蝕、割れ、ねじのゆるみ等の欠陥がなく、消費する液化石油ガスに適合したものの	良否								
合計請求金額			1890	0	LPガス 設備の漏洩・圧力 検知装置	良否								
月 日ご入金			1890	0	イ. マイコンメータの警報表示確認 ロ. 親子式差圧調整器は、警報表示確認 ハ. 圧力検知式は、遮断試験	良否								
差引残高				0		点検員								
次回の検針は 4月15日頃です 集金日は 月 日頃です	設置 容器 種類	kg	本 数	本 数	充 填 期 限	年 月	容 器 番 号 等	回 取 交 換 器	種 類	kg	本 数	本 数	容 器 番 号 等	現 掛 振

事業名、使途及び内容等

事務所費として(ガス代)

あん分による充当の場合

あん分の率 (50 / 100)

按分による政務活動費の充当額 (945 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

6

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書

油布 勝秀 様

¥70,000

但、3月分給与として

平成 31年 4月 19日

住所

氏名

事業名、使途及び内容等

調査研究補助職員 給料

(油布勝秀議員 秘書と兼務)

あん分による充当の場合

あん分の率 (50 /100)

按分による政務活動費の充当額 (35,000 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

雇用契約書

氏名	[Redacted]	生年月日	[Redacted]
住所	[Redacted]		
連絡先	[Redacted]	緊急時連絡先	[Redacted]

下記条件にて契約することに同意します。

雇用期間	平成 27 年 9 月 / 日 ~	1年間とし、契約者の一方又は双方が異議を申し出ない場合は、順次更新するものとする。
就業場所	大分市大字中戸次6063番地-1 油布かつひで事務所	
業務内容	政務調査等事務補助 (但し1日5時内の週4日以内の勤務)	
就業時間	午前 9 時 分 ~ 午後 5 時 分	
休日	土・日・祭日	
給与(賃金)	月給・日給・時給 ¥70,000 円 (添付添付)	
給与支払方法	翌月・ 21 日支払 (月末締切) 現金支給	
給与振込先	銀行 支店 普通預金・当座預金 口座番号	

契約書は2通作成し、双方が各1通が保有する。

平成 27 年 9 月 / 日

雇用者 会 派 名 自由民主党

代表者名 油布 勝秀

被雇用者 氏 名 [Redacted]

領収書等の添付様式

整理番号

7

領収書その他の証拠書類の添付欄

職員

000014

様

支給明細書

2019年 03月分 給与 支給日 2019年04月19日
締日 2019年03月31日

油布かつひで事務所 油布勝秀

受領印



勤 怠 内 訳		支 給 項 目		控 除 項 目		そ の 他	
出勤日数	20.00	基本給	150,000	健康保険	7,657	社会保険合計	23,139
		非課税通勤手	3,300	介護保険	1,297	課税対象額	126,861
				厚生年金	13,725	非課税合計	
				雇用保険	460	本給	150,000
				所得税	2,050		
		合 計	153,300	合 計	25,189		

振込支給額	0
現金支給額	128,111
差引支給額	128,111

事業名、使途及び内容等

調査研究補助職員 給料
(油布勝秀議員 秘書と兼務)

あん分による充当の場合

あん分の率 (50 / 100)

按分による政務活動費の充当額 (76,650 円)

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

雇用契約書

氏名	██████████	生年月日	██████████
住所	██		
連絡先	██████████	緊急時連絡先	██████████

下記条件にて契約することに同意します。

雇用期間	平成 28 年 9 月 1 日 ~	1年間とし、契約者の一方又は双方が異議を申し出ない場合は、順次更新するものとする。
就業場所	大分県大分市中戸次6063-1	油布かつひで事務所
業務内容	政務調査等事務補助	
就業時間	午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 00 分	
休日	土・日・祭日	
給与(賃金)	月給・日給・時給	150,000- 円 交通費¥3,300-を別に支給
給与支払方法	当月・翌月 21 日支払 (日締切)	現金支給
給与振込先	銀行	支店
	普通預金・当座預金	口座番号

契約書は2通作成し、双方が各1通が保有する。

平成 28 年 9 月 1 日

雇用者 会 派 名 自 由 民 主 党

代表者名 油布 勝秀

被雇用者 氏 名

